

兵庫県 令和5年度 障害者委託訓練

< 県（兵庫障害者職業能力開発校）が企業や団体などに実施を委託する職業訓練 >

知識・技能習得訓練コース 募集要項

★ 知識・技能習得訓練コース は、教室への通所による集合訓練です
ただし一部オンデマンド形式の訓練科があります（中面「※1」印の訓練科）

★ 募集期間、訓練期間等は中面〔年間計画〕のとおりです

- **訓練期間** 1か月又は2か月(ひと月あたり80～100時間)
 - ・12時間の職業能力講座(裏面参照)を実施する訓練科では、月あたりの訓練時間数が100時間を超える場合があります
 - ・1日の訓練時間は、昼休憩(1時間)を除き5～6時間
 - ・土・日・祝は休校（一部の訓練科では水曜日も休校）
 - ・訓練期間中に「就職支援日」(ハローワークで就職相談をする日)を1日設けています
 - ・気象警報発令等により臨時休講となった場合、補講を実施します
- **受講対象者** (a)～(e)のすべてに該当される方
 - (a) 以下のいずれかの障害をお持ちの方
 - ◆訓練科により対象障害が異なります（中面〔年間計画〕を参照）◆
 - ・身体障害 身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・精神障害 精神障害者保健福祉手帳又は医師の診断書・意見書をお持ちの方
 - ・知的障害 療育手帳をお持ちの方、又は公的判定機関で知的障害と判定された方
 - ・発達障害 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は医師の診断書をお持ちの方
 - ・高次脳機能障害 精神障害者保健福祉手帳又は医師の診断書をお持ちの方
 - ・その他の障害 難病等により特定医療費(指定難病)受給者証又は医師の診断書・意見書をお持ちの方
 - (b) ハローワークに求職登録をしている方
 - (c) 職業訓練を受講することにより就労が見込まれる方
 - (d) 症状が安定していて身辺自立が可能である方
 - (e) 訓練修了後に当校が実施する就職状況調査への協力が可能な方
- **申込先** 居住地を管轄するハローワーク
- **応募書類** (1) 知識・技能習得訓練コースの入校願書(ハローワークで配布)
(2) 障害者手帳のコピー
障害者手帳がない場合は、“医師の診断書・意見書”、“特定医療費受給者証等”
“公的判定機関の判定書”、いずれかのコピー
- **入校選考** (1) 学科試験：30分（一般常識等）
(2) 面接試験：一人15分程度の個別面接
- **費用等** (1) 受講料は無料ですが、教材費が必要な訓練科があります（中面〔年間計画〕を参照）
(2) 通所に要する交通費や昼食代は自己負担です
(3) 任意加入の「職業訓練生総合保険」をご案内しています
- **その他** (1) 最少実施人数に満たない場合は、訓練を開講しない場合があります
(2) 詳しい内容等は、訓練科ごとに募集開始前に発行する「訓練生募集チラシ」をご覧ください
いただくか、ハローワークまたは当校へお問い合わせください